

伊 勢 市 公 報

第 89 号
平成 21 年 7 月 21 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納に関する業務の一部委託について	7
○ 伊勢市二見海水浴場施設の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	8
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	9
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	10
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	12
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定の有効期間満了について	13
公 告	
○ 農用地利用集積計画（利用権設定）について	14
○ 犬の抑留について	15
○ 公示送達	16

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 27 号

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

保育料徴収額表

各月の初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
		3 歳未満児	3 歳以上児
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
2	第 1 階層及び第 6 ～	0	0
3	第12階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	5,000 (2,500)	4,000 (2,000)
4	第 1 階層及び第 6 ～ 第12階層を除き、前年度分の市町村民税課	9,400 (4,700)	8,000 (4,000)
5	税世帯	11,100 (5,500)	9,300 (4,600)

6	第1階層を除き、前年の所得税課税世帯であって、その所得税	10,000円未満	12,800 (6,400)	11,800 (5,900)
7	の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円～40,000円未満	21,000 (10,500)	17,900 (8,900)
8		40,000円～63,000円未満	33,100 (16,500)	19,900 (9,900)
9		63,000円～103,000円未満	39,400 (19,700)	21,900 (10,900)
10		103,000円～206,000円未満	43,400 (21,700)	22,900 (11,400)
11		206,000円～413,000円未満	45,500 (22,700)	23,900 (11,900)
12		413,000円以上	47,800 (23,900)	24,900 (12,400)

備考

- 1 第1階層は、他の階層より先の順位により決定する。
- 2 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、

特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童デイサービスを利用している場合は、年齢の高い児童から数えて2人目は階層区分第3階層～第12階層については、5割軽減の()の額を適用し、3人目以降は無料とする。

3 月の途中で入所し、又は保育の実施を解除した児童のその月に係る日割り保育料については、その児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる保育料の額に、入所の場合はその月の入所日からの開所日数(その日数が25日を超える場合は、25日とする。以下同じ。)を、保育の実施の解除の場合はその月の解除の日の前日までの開所日数を乗じ、25日で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

4 第5階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。

また、第6階層～第12階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第

41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

5 「母子世帯等」とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している世帯又は次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

6 「3歳未満児」とは、保育が開始された日(入所日)の属する月の初日において3歳に達していない児童とし、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り「3歳未満児」とみなす。

7 「3歳以上児」とは、保育が開始された日(入所日)の属する月の初日において3歳に達している児童とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

伊勢市告示第 55 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

四日市市新正 4 丁目 1 番 1 号

三重コニックス株式会社

代表取締役 吉田 治伸

2 委託期間

平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 56 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市本町 14 番 6 号

伊勢市観光協会

会長 牧戸 福司

2 委託期間

平成 21 年 7 月 4 日から平成 21 年 8 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 21 年 7 月 15 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 22 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
議案第 31 号 平成 22 年度使用中学校用教科用図書の採択について
議案第 32 号 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」
報告書(案)について

伊勢市選管告示第 41 号

平成 21 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市上下水道事業告示第 36 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 21 年 7 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
297	株式会社 鈴木設備	津市津興 104 番地	平成 21 年 6 月 25 日

伊勢市上下水道事業告示第 37 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
327	株式会社 鈴木設備	津市津興 104 番地	平成 21 年 7 月 3 日

伊勢市上下水道事業告示第 38 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
159	道路保安工業 株式会社	伊勢市野村町 5575 番地	平成 21 年 7 月 1 日

伊勢市公告第 57 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 7 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 58 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 7 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 中須町	柴犬	茶	雌	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 21 年 7 月 6 日

3 抑留期限 平成 21 年 7 月 13 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

公 示 送 達

下記の者の平成 21 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、財務政策部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 7 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	201477-4	谷口 よしゑ
2	202064-2	樋口 あきへ
3	202696-5	荒木 宏
4	203128-5	奥村 恒省
5	203287-5	神田 正弘
6	203391-0	協和 株式会社
7	203475-4	香林 富美子
8	203512-4	小林 秀次
9	203513-2	小林 秀次 外 2 名
10	203691-8	諸葛 美千枝
11	203749-3	杉本 結城
12	203754-0	杉山 金之助
13	204117-3	徳原 光男
14	204594-9	濱口 佐助

15	204707-2	廣瀬 公邦
16	204866-2	松嶋 小すゑ
17	207862-9	中田 辰吉
18	210888-2	石田 好子
19	215519-8	竹内 金之助
20	215741-7	株式会社 ミキヤ
21	217126-3	中村 伸也
22	218296-1	高木 一 (高木 たね)
23	218297-9	高木 一
24	227460-3	倉木 義行
25	227932-8	青海 詠
26	234844-8	有限会社 伊勢湾開発
27	240971-1	中山 平助
28	244449-6	ワセン開発三重
29	244739-7	福井 文吉
30	256136-5	早川 すゑの
31	258253-7	内藤 勝男